

2 作業期間

平成24年9月14日から平成24年11月30日まで

3 作業地域

南佐久郡佐久穂町

建設政策課

長野県告示第655号

南箕輪村長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年10月1日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（数値図化 地図情報レベル1000データ作成）

2 作業期間

平成24年9月25日から平成25年1月30日まで

3 作業地域

上伊那郡南箕輪村

建設政策課

長野県告示第656号

飯田市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年10月1日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（航空写真撮影、デジタルオルソ）

2 作業期間

平成24年4月10日から平成24年9月14日まで

3 作業地域

飯田市

建設政策課

長野県計量検定所告示第3号

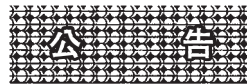
計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

平成24年10月1日

長野県計量検定所長 近藤友巳

区 域	期 日		場 所
	月 日	時 間	
飯田市のうち上村及び南信濃地区、諏訪市、伊那市（高遠及び長谷地区を除く）、大町市、茅野市、諏訪郡、下伊那郡、北安曇郡、須坂市、中野市（豊田地区を除く）、佐久市（臼田地区を除く）、東御市のうち北御牧地区、千曲市のうち上山田、戸倉、更級及び五加地区、北佐久郡、埴科郡、上水内郡	11月6日 (火)	午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	松本市大字島立1020番地 長野県松本合同庁舎 101号会議室
	11月7日 (水)	午後1時から午後3時30分まで	
飯田市のうち上村及び南信濃地区、諏訪市、伊那市（高遠及び長谷地区を除く）、大町市、茅野市、諏訪郡、下伊那郡、北安曇郡、須坂市、中野市（豊田地区を除く）、佐久市（臼田地区を除く）、東御市のうち北御牧地区、千曲市のうち上山田、戸倉、更級及び五加地区、北佐久郡、埴科郡、上水内郡	11月8日 (木)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	長野市大字稲葉字八幡田沖2413番地11 長野県南俣庁舎
	11月9日 (金)	午後1時から午後3時30分まで	

ものづくり振興課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年10月1日

長野県知事 阿部守一

- 申請のあった年月日
平成24年9月20日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ゆうあい
- 代表者の氏名
岩崎 興治
- 主たる事務所の所在地
長野市上松2丁目27番2号
- 定款に記載された目的

この法人は、超高齢化社会を迎え、高齢者が介護を必要とする状態になっても、その人らしい生活を自分の意志で送れるように、その人の尊厳を支えるケアを基本に、身体ケア、認知症高齢者に対応したケアを行い、被介護者、家族及びその地域に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年10月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人飯田葬祭事業組合
- 3 代表者の氏名
伊藤 茂雄
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市鼎中平2820番地アイホールという内
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、環境衛生と故人の尊厳を保つために遺体の火葬業務事業を行うと共に、大規模災害の折には遺体の保全と腐敗遅延、および伝染病予防活動等に専門知識と技術を活かし対応し、広く公益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年10月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人生活支援舎
- 3 代表者の氏名
山岸 暢男
- 4 主たる事務所の所在地
安曇野市豊科高家4172番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者及びその家族が、地域の人々と助け合いながら、住みなれた場所で安心かつ充実した生活を続けられるように、住民参加で生活支援のための様々な事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年10月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人諏訪生活支援館

- 3 代表者の氏名
降旗 えつ子
- 4 主たる事務所の所在地
諏訪郡下諏訪町26番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者をはじめとするすべての人が、お互いに協力し合い、住みなれた場所で、その人らしい生活を送るために、住民参加で必要な支援を行い、温かな地域社会の創造に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年10月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人文化教育活動支援協会
- 3 代表者の氏名
小澤 亮子
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市上郷黒田5530番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、青少年の心身の健全な発達のための教育及び社会教育を推進することにより現在の教育問題への解決を図るとともに、教育に与える影響が大きいとされる文化、芸術またはスポーツの振興や自然環境の保全を図る為に、不特定多数の市民及び団体等を対象に、啓発・支援・協力・文化教育推進活動に関する事業等を行い、教育と文化の総合的な向上をもって、社会全体の公益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年10月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務
平成24年度自動車騒音常時監視に係る面的評価業務
 - (2) 役務の特質
仕様書によります。
 - (3) 履行期間
契約締結日から平成25年3月8日まで
 - (4) 入札の方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 自動車騒音常時監視に係る面的評価業務に関する実務経験が2年以上で、十分な知識及び技術を有する職員を配置できる者であること。
- (6) 過去2年間に地方公共団体から種類を同じくする業務を受注し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県環境部水大気環境課
電話 026 (235) 7177

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成24年10月12日（金）午後1時30分
イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室
- (3) 郵送入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (7) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

水大気環境課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年10月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
飯山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
飯山都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市計画課、長野県北信建設事務所、飯山市役所
- 4 縦覧期間
自 平成24年10月1日
至 平成24年10月16日

都市計画課

公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により、平成24年9月21日、塩尻駅南地区市街地再開発組合の解散を認可しました。

平成24年10月1日

長野県知事 阿部 守一

都市計画課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成24年10月1日

長野県警察本部長 佐々木 真郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
航空機用部品及び航空機用工具145品目
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県警察本部警務部会計課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

- 3 落札者を決定した日
平成24年9月12日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 三井物産エアロスペース株式会社
(2) 所在地 東京都港区芝公園2-4-1
- 5 落札金額
37,386,709円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成24年8月2日

会 計 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年10月1日

長野県木曾養護学校長 神谷 哲彦

- 1 入札の目的
建設工事の請負契約
- 2 工事名
教職員伊谷住宅 舗装修繕工事
- 3 工事箇所
木曾郡木曾町福島1012番地
- 4 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 舗装工事について長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしているものであること。
ア 資格総合点数が871点以下であること。
イ 木曾地方事務所、松本地方事務所又は上伊那地方事務所の管内に本店又は営業所を有していること。
- (3) 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 5 工期
着手日から60日間
- 6 支払条件
(1) 前払金
原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。
(2) 部分払
原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。
- 7 関係図書等の縦覧期間及び場所等
建設工事請負契約書(案)、設計図書及び入札心得を、平成24

年10月1日(月)から平成24年10月15日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。

木曾郡木曾町福島1134番地1
長野県木曾養護学校 事務室
電話 0264(22)3553

- 8 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成24年10月17日(水) 午前10時
イ 場所 長野県木曾養護学校 音楽室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、上記4(2)に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、平成24年10月15日(月)午後5時までに上記7の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 低入札価格調査制度の適用
低入札価格調査制度事務処理要領(平成13年5月8日付け13監技第47号)第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。
- (6) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (8) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (9) 契約書作成の要否
必要とします。
- (10) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 9 その他
詳細は、入札心得によります。

保健厚生課